

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成26年11月20日(2014.11.20)

【公表番号】特表2011-519379(P2011-519379A)

【公表日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2011-027

【出願番号】特願2011-500022(P2011-500022)

【国際特許分類】

C 0 9 D	1/00	(2006.01)
C 0 9 D	7/12	(2006.01)
C 0 9 D	125/06	(2006.01)
C 0 9 D	105/00	(2006.01)
B 2 2 F	1/00	(2006.01)
C 0 3 C	8/18	(2006.01)
C 0 9 D	5/29	(2006.01)

【F I】

C 0 9 D	1/00	
C 0 9 D	7/12	
C 0 9 D	125/06	
C 0 9 D	105/00	
B 2 2 F	1/00	L
B 2 2 F	1/00	M
B 2 2 F	1/00	K
B 2 2 F	1/00	R
B 2 2 F	1/00	S
C 0 3 C	8/18	
C 0 9 D	5/29	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年9月30日(2014.9.30)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

半透明または透明な着色エナメルにおいて、前記エナメルは、シリカと、金属酸化物と、金属ナノ粒子と、長石およびまたはカオリンを含み、前記ナノ粒子が被覆、機能化、またはグラフト化により互いに凝集する本来の傾向を喪失したナノ粒子であることを特徴とするエナメル。

【請求項2】

反射性の基材上に支持された層の形をなし、着色は光の反射によってもたらされることを特徴とする、請求項1に記載のエナメル。

【請求項3】

前記ナノ粒子が、その表面に配された電荷キャリアを用いた静電斥力の獲得のための機能化により、互いに凝集する能力を喪失していることを特徴とする、請求項1または2に記載のエナメル。

【請求項4】

前記電荷キャリアは、アラビアゴムであることを特徴とする、請求項3に記載のエナメル。

【請求項5】

前記ナノ粒子が、高い立体障害をともなった分子またはイオンを用いた機能化またはグラフト化によって、互いに凝集する能力を喪失していることを特徴とする、請求項1または2に記載のエナメル。

【請求項6】

前記高い立体障害をともなった分子またはイオンは、ポリスチレンであることを特徴とする、請求項5に記載のエナメル。

【請求項7】

前記ナノ粒子が、その表面に配された分子であって、カルボキシル基で改変されたポリスチレンおよび界面活性剤から選択される親水性の分子を用いた機能化により、互いに凝集する能力を喪失していることを特徴とする、請求項1または2に記載のエナメル。

【請求項8】

前記界面活性剤は、ドデシル硫酸ナトリウムであることを特徴とする、請求項7に記載のエナメル。

【請求項9】

前記金属ナノ粒子が、貴金属、鉄、クロム、銅、コバルト、マンガンもしくはそれらの合金を含む群から選ばれたその他の金属のナノ粒子であることを特徴とする、請求項1から8のいずれか一項に記載のエナメル。

【請求項10】

前記貴金属は、金、銀、又は、白金であることを特徴とする、請求項9に記載のエナメル。

【請求項11】

前記金属ナノ粒子は、酸化スズのナノ粒子であることを特徴とする、請求項1から8のいずれか一項に記載のエナメル。

【請求項12】

スリップを調製すること、前記スリップ内で、またはその後の焼成中に互いに凝集する能力を喪失しているナノ粒子をそこに加えること、次いで前記スリップを乾燥させ、そして得られた生エナメルを焼成することを特徴とする、請求項1から11のいずれか一項に記載のエナメルの製造方法。

【請求項13】

請求項1から11のいずれか一項に記載のエナメルの宝石製造または宝飾品製造における利用。

【請求項14】

シリカと、金属酸化物と、金属ナノ粒子と、長石およびまたはカオリンを含み、表面の被覆、機能化、またはグラフト化により互いに凝集する本来の傾向を喪失した金属ナノ粒子を含むエナメルの、時計製造における利用。

【請求項15】

反射性の基材上に支持された層の形をなし、着色は光の反射によってもたらされることを特徴とする、請求項14に記載の利用。

【請求項16】

前記ナノ粒子が、その表面に配された電荷キャリアを用いた静電斥力の獲得のための機能化により、互いに凝集する能力を喪失していることを特徴とする、請求項14または15に記載の利用。

【請求項17】

前記電荷キャリアは、アラビアゴムであることを特徴とする、請求項16に記載の利用。

【請求項18】

前記機能化またはグラフト化が、高い立体障害をともなった分子またはイオンを用いて

行われることを特徴とする、請求項 1 4 または 1 5 に記載の利用。

【請求項 1 9】

前記高い立体障害をともなった分子またはイオンは、ポリスチレンであることを特徴とする、請求項 1 8 に記載の利用。

【請求項 2 0】

前記機能化が、その表面に配された分子であって、カルボキシル基で改変されたポリスチレンおよび界面活性剤から選択される親水性の分子を用いて行われることを特徴とする、請求項 1 4 または 1 5 に記載の利用。

【請求項 2 1】

前記界面活性剤は、ドデシル硫酸ナトリウムであることを特徴とする、請求項 2 0 に記載の利用。

【請求項 2 2】

前記金属ナノ粒子が、貴金属、鉄、クロム、銅、コバルト、マンガンもしくはそれらの合金を含む群から選ばれたその他の金属のナノ粒子であることを特徴とする、請求項 1 4 から 2 1 のいずれか一項に記載の利用。

【請求項 2 3】

前記貴金属は、金、銀、又は、白金であることを特徴とする、請求項 2 2 に記載の利用。

【請求項 2 4】

前記金属ナノ粒子は、酸化スズのナノ粒子であることを特徴とする、請求項 1 4 から 2 1 のいずれか一項に記載の利用。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 3

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 3】

物理的な、もう 1 つの方法は、互いにもはや嵌合しあえないような立体障害を持ち、そのためには凝集または沈殿現象を引き起こし得ない分子またはイオンなどの実体を、例えばグラフト化またはここでもやはり静電的な結合によってナノ粒子表面に展開することにある。ナノ粒子の表面に吸着して、ナノ粒子が互いに接近することのないようにするポリスチレンは、こうした実体の好例である。